

議案第40号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の  
一部を次のように改正する。

別表の1中表の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 8,200	円 24,600	円 31,300	円 32,900	円 55,900	円 61,800
		土・日曜日 休 日	9,900	29,500	37,200	39,900	66,700	73,900
	入場料を徴収する場 合	平 日	13,200	39,600	49,400	52,700	88,900	98,700
		土・日曜日 休 日	14,900	47,800	59,300	62,600	106,900	118,100
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,300	10,200	13,100	13,700	23,300	25,700
		土・日曜日 休 日	4,200	12,200	15,400	16,600	27,700	30,900
	入場料を徴収する場 合	平 日	5,500	16,500	20,400	22,000	37,100	41,100
		土・日曜日 休 日	6,200	19,800	24,600	26,000	44,600	49,200
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	2,100	6,500	8,200	8,600	14,700	16,400
		土・日曜日 休 日	2,600	7,800	9,800	10,400	17,600	19,500
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,400	10,400	13,200	14,000	23,500	26,000
		土・日曜日 休 日	3,900	12,700	15,600	16,600	28,200	31,300
ギャラリー 第1	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	30,000円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	45,000円					
ギャラリー 第2	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	20,600円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	30,900円					
ギャラリー 第3	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	3,800円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	5,900円					
	入場料を徴							

展示ロビー		収めない場合	1日につき 3,800円					
		入場料を徴収する場合	1日につき 5,800円					
リハーサル室 第1	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	5,300	5,300	5,300	10,300	10,300	15,700
		入場料を徴収する場合	7,800	7,800	7,800	15,500	15,500	23,700
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	8,200	10,500	10,500	16,000	16,000	24,100
		入場料を徴収する場合	12,200	15,900	15,900	24,000	24,000	36,100
リハーサル室 第2	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,100
		入場料を徴収する場合	1,400	1,400	1,400	3,000	3,000	4,700
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,600	2,100	2,100	3,100	3,100	4,700
		入場料を徴収する場合	2,400	3,100	3,100	4,700	4,700	6,900
リハーサル室 第3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
		入場料を徴収する場合	1,400	1,400	1,400	3,000	3,000	4,500
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,600	2,000	2,000	3,000	3,000	4,600
		入場料を徴収する場合	2,400	3,000	3,000	4,500	4,500	6,800
リハーサル室 第4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	1,900	1,900	2,900
		入場料を徴収する場合	1,400	1,400	1,400	2,800	2,800	4,400
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,600	1,900	1,900	2,900	2,900	4,500
		入場料を徴収する場合	2,400	2,800	2,800	4,400	4,400	6,700
リハーサル室	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,200	1,200	1,900
		入場料を徴収する場合	1,000	1,000	1,000	1,800	1,800	2,800

第5	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,300	1,300	2,000	2,000	3,000
		入場料を徴収する場合	1,400	2,000	2,000	3,000	3,000	4,500
リハーサル室 第6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	500	500	500	1,100	1,100	1,800
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,700	1,700	2,700
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	1,800	1,800	2,700
		入場料を徴収する場合	1,300	1,800	1,800	2,700	2,700	4,000
スタジオ・調整室		入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 1,000円					
		入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,400円					
楽屋（第1から第4まで）		入場料を徴収しない場合	1室につき 2,200円					
		入場料を徴収する場合	1室につき 3,300円					
大研修室（第1から第4まで）		入場料を徴収しない場合	6,400	8,100	10,200	12,200	21,200	23,100
		入場料を徴収する場合	9,600	12,100	15,300	18,300	31,600	34,400
中研修室（第1から第3まで）		入場料を徴収しない場合	5,500	6,800	8,700	10,900	18,800	20,400
		入場料を徴収する場合	8,100	10,200	13,300	16,400	28,100	30,900
小研修室 第1		入場料を徴収しない場合	2,900	3,800	4,800	6,000	10,200	11,100
		入場料を徴収する場合	4,400	5,800	7,100	9,000	15,300	16,700
小研修室（第2・第3）		入場料を徴収しない場合	4,400	5,800	7,400	9,100	15,400	17,000
		入場料を徴収する場合	6,500	8,500	10,900	13,600	23,200	25,300
講師控室（第1・第2）		入場料を徴収しない場合	1室1時間までごとにつき 500円					
		入場料を徴収する場合	1室1時間までごとにつき 900円					

絵画制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	900円
陶芸制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	900円
調理実習室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	900円
工芸室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	900円
和研修室・茶室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	1,200円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	1,800円
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 1,100円
		入場料を徴収する場合	1日につき 1,700円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 3,300円
		入場料を徴収する場合	1日につき 5,100円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1日につき 5,700円
		入場料を徴収する場合	1日につき 8,500円

## 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### (提案理由)

かごしま県民交流センターの施設の使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。